第百十三条を次のように改める。

第百十三条　削除

（独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第一条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第一条の三中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令」を「独立行政法人労働者健康安全機構法施行令」に改め、「の規定」の下に「並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定」を加える。

第一条の四第二号中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第二号」に改め、同条中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同条第六号中「第十二条第二項」を「第十二条第一項第七号」に改め、同号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　機構法第十二条第二項に規定する調査及び立入検査に関する事項

第一条の四中第四号を削り、第三号を第六号とし、同号の前に次の三号を加える。

三　機構法第十二条第一項第三号に規定する調査及び研究に関する事項

四　機構法第十二条第一項第四号に規定する調査に関する事項

五　機構法第十二条第一項第五号に規定する成果の普及に関する事項

第八条の次に次の一条を加える。

（共通経費の配賦基準）

第八条の二　機構は、機構法第十二条の二の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項に関する基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出ることにより、当該基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

第九条第一項中「機構法」の下に「第十二条の二に規定する社会復帰促進等事業として行われる業務に係る経理のうち、機構法」を加え、「に係る経理」を「に係るもの」に改める。

第十五条第二号及び第三号中「独立行政法人労働者健康福祉機構債券」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「第二条」を「第三条」に改める。

第二十条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

（医療法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

一　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三第一項第一号

二　賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）第十七条第一項及び第十八条

三　未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令（昭和五十一年厚生省令第二十七号）第五条第一項

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第四条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第十三号を次のように改める。

十三　削除

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の二第二号中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、「又は同項第七号のリハビリテーション施設」を削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号を次のように改める。

四　削除

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第七条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「確定給付企業年金」の下に「、退職金共済（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）」を加える。

第十条第一項第三号ニ中「（昭和三十四年法律第百六十号）」を削る。

第十五条第一項第十二号及び第二十一条第九号中「法第五十四条の規定により確定給付企業年金」の下に「、退職金共済」を加える。

第三十条第一項第二号中「第二十二条第一項第三号」を「第二十二条第一項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令第二十二条第一項第三号に掲げる資産の移換を受ける場合　中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間（当該解約手当金に相当する額のうち、同法第三十条第一項若しくは第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出の受入れに係る金額又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第七項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となった期間を含む。）

第五十六条第一項第十二号中「法第五十四条の規定により確定給付企業年金」の下に「、退職金共済」を加える。

（独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第八条　独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「別表第五及び別表第六」を「別表第六及び別表第七」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（合同運用に係る業務上の余裕金の管理）

第十七条の二　機構は、法第七十七条第五項の規定により、退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用する場合にあっては、当該業務上の余裕金のうち、各業務に係る勘定より合同して運用することとした業務上の余裕金を時価により合理的に評価した額を、当該各業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の額として管理するものとする。